

## 2 川内原子力発電所の主な経緯

(令和5年2月末現在)

●：1号機に関する事項，▲：2号機に関する事項

九電：九州電力株式会社

年 月 日	事 項
(昭和)	
39. 9. 8	国が行う原子力発電所立地候補地における予備調査(38年度～42年度事業)を実施する意思の有無について国から県に照会
11. 20	川内市寄田地区原子力発電所立地調査委託契約(通産省→県)，地質調査39.12～40. 3
12. 15	川内市議会において原子力発電所誘致決議
40. 7. 19	川内市提出の原子力発電所設置に関する請願を県議会採択
42. 7. 20	九電が現地調査開始
9. 26	原子力発電所立地条件整備調査委託契約(県⇄川内原子力発電所立地条件調査委員会)海況，漁況，放射能調査42.10～43. 3
12. 11	川内原発建設計画対策協議会会長から県に対して原子力発電所建設に伴う安全確保についての請願書提出
12. 21	上記請願書を県議会で採択 県議会から国に対し要望書提出 (要望事項) (1)水産動植物と放射能との関連における試験研究体制の整備 (2)地域別実態に応じた放射能廃棄物の安全基準の決定 (3)第三者による科学的モニタリングの確立
43. 1. 8	九電から川内市長に対し，用地あっせん依頼，知事に対し用地買収協力依頼
5. 1	九電が川内調査所を開設
45. 4. 21	九電副社長が来県，川内原子力発電所1号機を川内市寄田地区に49年度着手，55年度操業の予定で計画している旨発表，同時に49年度操業をめどに火力発電所建設計画がある旨報告
48. 1. 16	九電から県，市に対し原子力発電所の建設計画概要提出
49. 7. 26	県議会において建設促進陳情を採択 (付帯決議) (1)地元住民の不安解消ならびに理解と協力をもとめるため必要な措置を講ずること (2)廃棄物処理，温排水問題などについて十分な調査を行うこと (3)川内市周辺の関係市町村議会，漁業協同組合等との協議及び意向聴取を行い，理解と協力をうるよう措置を講ずること
8. 5	九電，川内市漁協は漁業補償契約書に調印
50. 10. 9	県議会において建設反対陳情を不採決
10. 30	県主催の「原子力発電所問題講演会」開催
12. 3	県主催の「原子力発電所問題について地元の意見を聴く会」を開催
12. 3	資源エネルギー庁による環境審査終了
● 51. 2. 17	県知事が経済企画庁総合計画局長あて1号機計画について同意書提出
● 3. 12	第68回電源開発調整審議会において1号機の電源開発基本計画への組入れが決定
● 4. 15	九電が国に原子炉設置許可申請書及び電気工作物変更許可申請書を提出
● 4. 30	川内市長から科学技術庁長官及び安全審査会長あて「地質・地盤に係る安全審査の最優先実施について」の文書を提出
5. 15	発電用施設周辺地域整備法に基づき地点指定(川内市久見崎町)
● 5. 17	原子炉安全審査会が開かれ，1号機安全審査のための第123部会発足
8. 27	九電，川内原子力発電所建設漁業者協議会は協定書に調印
▲ 52. 3. 29	九電から県及び川内市に川内原子力発電所2号機の増設申入れ
7. 2	九電，川内市内水面漁協は協定書に調印
● 12. 13	原子力委員会が内閣総理大臣に，1号機に関し「設置は妥当である」と答申
● 12. 17	内閣総理大臣が原子炉設置について許可，通商産業大臣が電気工作物変更について許可
12. 17	九電が公有水面埋立，保安林解除ほか申請

年 月 日	事 項
(昭和)	
▲ 52. 12. 19	九電から県知事並びに川内市長、議長に対し、2号機増設計画促進に関する陳情書提出
● 12. 23	科学技術庁が川内市議会において、1号機の安全性について説明
▲ 53. 1. 24	2号機環境影響調査書の地元公開周知開始
▲ 2. 16	2号機環境影響調査書が環境審査顧問会を通過
▲ 2. 17	九電が2号機に関する地質調査を開始
3. 17	保安林の指定解除
4. 11	公有水面埋立免許
● 5. 2	県、川内市、九電の三者において、1号機に係る建設協定を締結
▲ 6. 14	川内市議会において2号機増設促進陳情を採択
▲ 7. 13	県知事が経済企画庁総合計画局長あて2号機計画について同意書提出
▲ 7. 14	第75回電源開発調整審議会において2号機の電源開発基本計画への組入れが決定
▲ 8. 10	九電が国に原子炉設置変更許可申請書及び電気工作物変更許可申請書を提出
● 11. 2	通商産業大臣が1号機第1回工事計画を認可
● 11. 8	川内原子力発電所起工式
54. 1. 4	原子力安全規制行政の一貫化(実用発電用原子炉の設置及び運転に関する規制について通商産業大臣が行うこととなる)
● 1. 23	1号機建屋に対する建築確認
● 1. 24	1号機原子炉基礎掘削工事開始(着工)
(3. 28)	米国ペンシルベニア州スリーマイルアイランド原子力発電所2号機で事故発生
4. 10	県が九電に「川内原子力発電所の安全性の確保について」要請
● 10. 8	1号機基礎岩盤に関する国の検査の結果、良好と判定
● 55. 1. 24	通商産業大臣が、原子炉設置許可処分に対する異議申立てを棄却
▲ 4. 30	通商産業省が2号機に係る安全審査を終了し、原子力安全委員会及び原子力委員会に諮問
▲ 5. 12	原子力安全委員会が原子炉安全専門審議会に対し、通商産業省の行った2号機安全審査結果を再審査するよう指示
● 6. 2	1号機原子炉格納容器建設開始
▲ 7. 17	原子力安全委員会が、川内市民会館において2号機に係る第2次公開ヒヤリングを開催
● 10. 29	1号機タービン建屋新築工事開始
▲ 12. 4	原子炉安全専門審査会が、原子力安全委員会に2号機増設について「安全性は確保し得る」と報告
▲ 12. 11	原子力安全委員会が、通商産業大臣に2号機増設について「技術的能力と災害防止による安全性にいずれも問題ない」と答申
▲ 12. 12	原子力委員会が、通商産業大臣に2号機増設について「平和的目的であり、資金計画も妥当」と答申
▲ 12. 22	通商産業大臣が2号機増設に係る原子炉設置変更について許可
▲ 12. 24	通商産業大臣が2号機増設に係る電気工作物変更について許可
▲ 56. 2. 7	県、川内市、九電の三者において、2号機に係る建設協定を締結
▲ 3. 23	通商産業大臣が2号機第1回工事計画を認可
● 3. 28	国による1号機格納容器耐圧漏えい検査の結果合格
▲ 4. 30	2号機建屋に対する建築確認
▲ 5. 7	2号機原子炉基礎掘削工事開始(着工)
5. 21	県が九電に対し「川内原子力発電所の安全性の確保について」要請
7. 1	空間放射線量の測定、環境試料の放射能分析を開始
▲ 8. 22	2号機基礎岩盤に関する国の検査の結果、良好と判定
▲ 57. 3. 23	2号機原子炉格納容器建設開始
● 4. 20	1号機原子炉圧力容器据付工事開始

年 月 日	事 項
(昭和)	
57. 5. 1	県衛生部環境局に原子力安全対策室及び環境センターを新設
● 5. 17	1号機蒸気発生器据付工事開始
6. 12	県、川内市、九電の三者において、川内原子力発電所に関する安全協定を締結
▲ 10. 8	2号機タービン建屋新築工事開始
11. 26	第1回原子力安全対策連絡協議会を開催(以降3か月毎に開催)
▲ 12. 17	国による2号機原子炉格納容器耐圧漏えい検査の結果合格
58. 3. 16	県議会において「鹿児島県核燃料税条例」可決
● 4. 23	1号機初装荷燃料の搬入
4. 25	県防災会議において「原子力防災計画(案)」を承認
5. 11	通商産業省資源エネルギー庁川内運転管理専門官事務所開設
6. 3	串木野市防災会議において「原子力防災計画(案)」を承認
6. 7	川内市防災会議において川内市原子力防災計画決定
6. 30	内閣総理大臣が県地域防災計画を承認
7. 5	科学技術庁鹿児島原子力連絡調整官事務所開設
● 7. 11	1号機燃料装荷
～15	
7. 20	県知事が川内市及び串木野市の防災計画を承認
8. 22	原子力防災訓練を15機関365名で実施 (緊急時通信連絡, 緊急時環境モニタリング)
● 8. 25	1号機初臨界
● 9. 16	1号機初併列
● 12. 2	1号機試運転中, 50%負荷しゃ断試験時に原子炉が自動停止 (バイパス弁作動遅れ)
▲ 12. 2	2号機原子炉圧力容器据付工事開始
● 12. 3	県が九電に対し「川内原子力発電所1号機の試験運転に係る原子炉の自動停止について」 申入れ
● 12. 5	1号機試運転再開
▲ 59. 1. 6	2号機蒸気発生器据付工事開始
▲ 1. 13	2号機タービン発電機据付工事開始
6. 5	原子力防災訓練を38機関815名で実施 (緊急時通信連絡, 緊急時環境モニタリング, 緊急時医療ほか)
● 6. 20	県が九電に対し「川内原子力発電所1号機の安全運転について」要望
● 7. 4	1号機営業運転開始
10. 18	放水口消泡工事着手
▲ 10. 23	2号機初装荷燃料の搬入
● 11. 20	川内原子力発電所竣工式
● 60. 2. 2	1号機第1回定期検査(～5. 14)
▲ 2. 4	2号機燃料装荷
～7	
▲ 3. 18	2号機初臨界
▲ 4. 5	2号機初併列
10. 30	原子力防災訓練を28機関370名で実施 (緊急時通信連絡, 緊急時環境モニタリングほか)
▲ 11. 16	県が九電に対し「川内原子力発電所2号機の安全運転について」要望
▲ 11. 28	2号機営業運転開始

年 月 日	事 項
(昭和)	
● 61. 3. 1	1号機第2回定期検査(～5.28)
● 3.19	1号機定期検査中, 燃料集合体157体中の1体にピンホール確認
● 3.24	県が九電に対し「川内原子力発電所1号機第2回定期検査中の燃料検査結果について」要請
4. 1	県組織機構の改革に伴い, 原子力安全対策室を保健環境部公害規制課の課内室とする
(4.26)	ソ連ウクライナ共和国キエフ市チェルノブイル原子力発電所で事故発生
(4.30)	同事故に伴い, 国の放射能対策本部開催
4.30	環境センター及び川内環境監視センターにおいて緊急放射能調査開始
5.14	県が九電に対し「川内原子力発電所の安全運転について」要望
(6. 6)	国の放射能対策本部が緊急放射能調査体制を解除し, 通常の調査体制とすることに決定
▲ 9.22	2号機第1回定期検査(～12.24)
10.28	原子力防災訓練を43機関903名で実施 (緊急時通信連絡, 緊急時環境モニタリング, 緊急時医療ほか)
● 62. 2. 6	川内市議会発電所対策特別委員会で1号機建設工事コンクリート問題提起
● 2.27	県が九電に対し「川内原子力発電所1号機の建設工事について」要望
● 6. 7	1号機第3回定期検査(～9. 3)
10. 1	通商産業省資源エネルギー庁川内運転管理専門官事務所2名に増員
▲ 10. 5	2号機第2回定期検査(～63. 1. 8)
11. 5	原子力防災訓練を33機関322名で実施 (緊急時通信連絡, 緊急時環境モニタリングほか)
63. 2.10	県が九電に対し「四国電力(株)伊方発電所における出力調整運転試験に係る安全性の確保について」要望
(2.12)	四国電力(株)伊方発電所で出力調整運転試験実施
3.23	県議会において「鹿児島県核燃料税条例」可決
5.27	県が九電に対し「一次冷却材ポンプ変流翼取付ボルトについて」要望
(6. 6)	九電玄海原子力発電所1号機が手動停止
6. 9	県が九電に対し「玄海原子力発電所1号機の手動停止について」要望
6.25	原子力安全対策連絡協議会会長が国及び九電に対し「川内原子力発電所における安全対策の充実について」要望
● 9. 3	1号機第4回定期検査(～12.21)
● 10.17	1号機定期検査中, 定期検査計画に従って取替えた一次冷却材ポンプ変流翼取付ボルトの検査を行った結果, 72本中14本のボルトに応力腐食割れによるひび割れ確認
11. 8	原子力防災訓練を46機関883名で実施 (緊急時通信連絡, 緊急時環境モニタリング, 緊急時医療ほか)
▲ 12.27	2号機第3回定期検査(～H元. 5.25)
(平成)	
元. 2. 3	宮崎茂一科学技術庁長官が川内原子力発電所を視察
▲ 2.13	2号機定期検査中, 1号機と同様, 取替えた一次冷却材ポンプ変流翼取付ボルト72本中8本に応力腐食割れによるひび割れ確認
●▲ 2.28	九電が国に原子炉設置変更許可申請書を提出
▲ 3.20	2号機定期検査中, 化学体積制御系抽出ライン元弁の弁棒の折損を発見
▲ 3.24	2号機定期検査中, 一次冷却材温度測定用配管戻り弁1台の弁棒の折損を発見
▲ 3.24	県が九電に対し「一次冷却材温度測定用配管戻り弁の弁棒折損について」要請
▲ 3.25	県が国に対し「川内原子力発電所2号機に係る弁棒折損について」お願い
▲ 4.19	県が九電に対し「川内原子力発電所2号機の弁棒折損に係る原因調査結果等について」要請
▲ 8.11	2号機定期検査中, 西日本プラント工業社員がはしごから誤って落下し負傷

年 月 日	事 項
(平成)	
元 . 9. 26	指宿市議会が知事に放射能監視体制の整備に関する意見書を提出
11. 14	原子力防災訓練を33機関319名で実施 (緊急時通信連絡, 緊急時環境モニタリングほか)
● 12. 27	1号機第5回定期検査(～2. 3. 29)
2. 4. 4	通商産業大臣が燃料集合体最高燃焼度及び取替燃料濃縮度の変更等に係る原子炉設置変更について許可
▲ 5. 28	2号機第4回定期検査(～8. 21)
10. 16	県, 川内市, 九電の三者において, 川内原子力発電所に関する安全協定書の一部を変更する協定を締結
11. 14	原子力防災訓練を46機関841名で実施 (緊急時通信連絡, 緊急時環境モニタリング, 緊急時医療ほか)
3. (2. 9)	関西電力(株)美浜発電所2号機が蒸気発生器伝熱管破断のための原子炉自動停止
2. 12	県が九電に対し「関西電力(株)美浜発電所2号機の自動停止等について」要請
2. 15	県が国に対し「関西電力(株)美浜発電所2号機の事象に関する応対について」要請
● 3. 30	県が九電に対し「川内原子力発電所1号機第6回定期検査について」要請
4. 1	県組織機構の改革に伴い, 公害規制課を環境保全課に改称
● 4. 7	1号機第6回定期検査(～7. 31)
● 5. 14	1号機定期検査中, 蒸気発生器伝熱管渦流探傷検査の結果, 17本の伝熱管の振止め金具部に摩耗減肉確認
● 5. 16	県が国及び九電に対し「川内原子力発電所1号機の蒸気発生器細管損傷について」要請
● 7. 17	1号機調整運転中, 中性子検出器故障のため原子炉手動停止(7. 19 原子炉起動)
● 7. 20	県が国に対し「川内原子力発電所1号機の手動停止について」要請
● 7. 20	県が九電に対し「川内原子力発電所1号機第6回定期検査における炉外核計装設備の不具合現象について」要請
● 7. 31	県が九電に対し「川内原子力発電所1号機出力領域中性子検出器輸送について」要請
8. 26	原子力安全対策連絡協議会会長が国及び九電に対し「川内原子力発電所の安全性の確保について」要請
▲ 9. 2	県が九電に対し「川内原子力発電所2号機第5回定期検査について」要請
▲ 9. 8	2号機第5回定期検査(～12. 26)
▲ 10. 15	2号機定期検査中, 蒸気発生器伝熱管渦流探傷検査の結果, 19本の伝熱管の振止め金具部に摩耗減肉確認
▲ 10. 16	県が国及び九電に対し「川内原子力発電所2号機の蒸気発生器細管損傷について」要請
11. 22	原子力防災訓練を33機関376名で実施 (緊急時通信連絡, 緊急時環境モニタリングほか)
11. 27	県が九電に対し「関西電力(株)美浜発電所2号機蒸気発生器細管負傷事象に関する再発防止対策等について」要請
● 4. 8. 29	1号機第7回定期検査(～12. 16)
10. 1	県及び川内市が九電に対して「東京電力(株)福島第一原子力発電所2号機の自動停止」に関連し口頭要請
11. 18	原子力防災訓練を47機関900名で実施 (緊急時通信連絡, 緊急時環境モニタリングほか)
▲ 12. 25	2号機第6回定期検査(～5. 4. 14)
5. 3. 30	県議会において「鹿児島県核燃料税条例」可決
11. 12	原子力防災訓練を54機関478名で実施 (緊急時通信連絡, 緊急時環境モニタリングほか)
● 11. 20	1号機第8回定期検査(～6. 4. 13)

年 月 日	事 項
(平成)	
▲ 6. 4. 9	2号機第7回定期検査(～8. 3)
8. 5	九電は国に「洗浄排水処理方法の一部変更に伴う原子炉設置変更許可申請書」を提出
11. 18	九電は県及び川内市に対し「川内原子力発電所内における地質予備調査について」申入れ
11. 22	原子力防災訓練を57機関900名で実施 (緊急時通信連絡, 緊急時環境モニタリングほか)
12. 19	県及び川内市は九電の「川内原子力発電所内における地質予備調査について」の申入れ に対し口頭で特に異論なしと意向表明
7. 1. 24	国は「洗浄排水処理方法の一部変更に伴う原子炉設置変更許可申請」について許可
2. 1	川内調査所設置
2. 13	地質予備調査着手
● 4. 12	1号機第9回定期検査(～7. 26)
▲ 9. 2	2号機第8回定期検査(～12. 21)
11. 22	原子力防災訓練を57機関560名で実施 (緊急時通信連絡, 緊急時環境モニタリングほか)
● 8. 8. 25	1号機第10回定期検査(～9. 1. 9)
9. 11	九電から県及び川内市に, 川内原子力発電所内における地質予備調査の結果を説明
10. 16	原子力防災訓練を58機関1,006名で実施 (緊急時通信連絡, 緊急時環境モニタリングほか)
● 10. 27	1号機定期検査中, 原子炉起動前点検で, 制御棒駆動装置部にほう酸の析出を発見 点検の結果, 制御棒駆動装置ハウジングキャノピーシール部に損傷を確認
▲ 12. 25	2号機第9回定期検査(～9. 4. 8)
●▲ 9. 3. 26	薩摩地方を震源とする地震発生(マグニチュード6.5, 震源の深さ約12km), 1号機, 2号 機ともに通常運転を継続
●▲ 5. 13	薩摩地方を震源とする地震発生(マグニチュード6.3, 震源の深さ約8km), 1号機, 2号 機ともに通常運転を継続
11. 26	原子力防災訓練を57機関564名で実施 (緊急時通信連絡, 緊急時環境モニタリングほか)
● 12. 19	1号機第11回定期検査(～10. 4. 28)
10. 3. 13	県議会において「鹿児島県核燃料税条例」可決
3. 30	県, 川内市, 九電の三者において川内原子力発電所に関する安全協定書の一部を変更 する協定を締結(施設の変更等に係る事前協議対象範囲の拡大)
4. 1	川内原子力発電所地震観測システム運用開始
▲ 4. 26	2号機第10回定期検査(～8. 4)
● 11. 10	1号機通常運転中に, 格納容器サンプ水位上昇に伴う手動停止
10. 11. 19	原子力防災訓練を59機関1,018名で実施 (緊急時通信連絡, 緊急時環境モニタリングほか)
● 11. 22	1号機運転再開
11. 3. 30	県, 川内市, 九電の三者において川内原子力発電所に関する安全協定書の一部を変更 する協定を締結(異常時の連絡の改正)
● 4. 29	1号機第12回定期検査(～7. 22)
▲ 8. 12	2号機第11回定期検査(～12. 2)
● 8. 25	1号機定格出力運転中, タービンソレノイド動作のため自動停止
● 9. 2	1号機運転再開
(9. 30)	(株)JCO東海事業所において臨界事故発生
10. 4	県は国に対し, 臨界事故原因の究明や再発防止対策を要望
12. 2. 3	原子力防災訓練を64機関1,904名で実施 (緊急時通信連絡, 緊急時環境モニタリングほか)

年 月 日	事 項
(平成)	
● 12. 8. 7	1号機第13回定期検査(～11. 28)
9. 8	九電は県及び川内市に対し「川内原子力発電所の増設を検討するための環境調査の実施について」要請
● 9. 14	1号機定期検査中、蒸気発生器伝熱管の渦流探傷検査の結果、16本の伝熱管の高温側管板拡管部内表面に損傷を確認
10. 3	県議会において、環境調査の促進を求める陳情を採択
▲ 12. 25	2号機第12回定期検査(～13. 3. 27)
(13. 1. 6)	原子力安全・保安院発足
2. 6	原子力防災訓練を81機関6,424名で実施 (オフサイトセンター設置・運営訓練ほか)
4. 6	県は、九電からの川内原子力発電所の増設を検討するための環境調査実施の要請に対し、回答を保留
7. 25	県、川内市、九電の三者において川内原子力発電所に関する安全協定書の一部を変更する協定を締結
10. 19	鹿児島県地域防災計画原子力災害対策編(鹿児島県原子力防災計画)一部修正
● 12. 26	1号機第14回定期検査(～14. 3. 26)
14. 1. 31	原子力防災訓練を81機関6,163名で実施
● 3. 20	1号機定格熱出力一定運転を導入
3. 29	国は鹿児島県原子力防災センターを緊急事態応急対策拠点施設に指定
▲ 4. 13	2号機第13回定期検査(～7. 5)
▲ 6. 28	2号機定格熱出力一定運転を導入
(8. 29)	国は東京電力(株)の自主点検作業記録に係る不正の疑いについて公表
8. 30	県は九電に対し「川内原子力発電所における安全運転の徹底について」要請
9. 3	県は国に対し東電のトラブル隠しについて全ての事実関係を明らかにし、指導監督責任を明確にするよう要請
10. 29	原子力防災訓練を82機関6,610名で実施
11. 29	県、川内市、九電の三者において川内原子力発電所に関する安全協定書の一部を変更する協定を締結(平常時の立入調査の改正)
15. 3. 18	県議会において「鹿児島県核燃料税条例」可決
3. 19	九電は県に対し、「自主点検作業の適切性確保に関する総点検結果報告書」を提出
● 4. 20	1号機第15回定期検査(～7. 15)
4. 24	県は九電に対し「川内原子力発電所における安全対策について」要請
● 5. 15	1号機定期検査中、蒸気発生器伝熱管の渦流探傷検査の結果、15本の伝熱管の高温側管板拡管部内表面に損傷を確認
5. 16	県は環境調査実施の要請について了承
7. 7	川内市議会において「川内市使用済核燃料税条例」可決
▲ 8. 4	2号機第14回定期検査(～10. 24)
10. 1	九電が環境調査を開始
16. 1. 26	原子力防災訓練を82機関6,923名で実施
4. 1	九電が気象調査を開始
5. 17	九電が敷地外地質調査(陸域)を開始
(8. 9)	関西電力(株)美浜3号機で2次系配管破損事故発生
● 8. 13	1号機第16回定期検査(～11. 16)
8. 18	九電は県に対し「配管減肉事象に係る点検に関する調査結果について」を提出
● 9. 10	1号機定期検査中、蒸気発生器伝熱管渦流探傷検査の結果、292本の伝熱管に損傷を確認(5本の伝熱管の高温側管板拡管部内表面に損傷を確認、287本の伝熱管の旧振止め金具部に摩耗減肉の痕を確認)

年 月 日	事 項
(平成)	
16. 9. 10	県が九電に対し「川内原子力発電所 1 号機の蒸気発生器細管損傷について」要請
9. 24	九電は県に対し「川内原子力発電所 2 号機主給水配管の健全性再確認結果について」報告
▲ 11. 20	2 号機第15回定期検査(～17. 3. 3)
●▲ 11. 25	1 号機蒸気発生器取替え及び 1, 2 号機原子炉容器上部ふた取替えに係る原子炉設置変更許可申請, 県及び 薩摩川内市へ事前協議書を提出
▲ 12. 15	2 号機定期検査中, 蒸気発生器伝熱管渦流探傷検査の結果, 426本の伝熱管の旧振止め金具部に摩耗減肉の痕を確認
12. 15	県が九電に対し「川内原子力発電所 2 号機の蒸気発生器細管損傷について」要請
17. 1. 30	原子力防災訓練を83機関6, 009名で実施
2. 8	九電が環境アセスメントの方法書作成開始
▲ 2. 9	2 号機調整運転中, B湿水分離加熱器出口配管フランジ部から微少な蒸気漏れのため停止
2. 10	県が九電に対し「川内原子力発電所 2 号機の湿水分離加熱器出口配管フランジ部からの蒸気漏れについて」要請
▲ 2. 12	2 号機運転再開
5. 12	九電が敷地外地質調査(海域)を開始
6. 28	九電は県に対し「三菱電機株式会社保有の川内原子力発電所関連データの流失について」報告
6. 28	県が九電に対し「川内原子力発電所関連データのネット流出について」要請
8. 30	九電が環境アセスメントの方法書届出
11. 19	原子力防災訓練を85機関6, 909人で実施
● 12. 13	1 号機第17回定期検査(～18. 3. 28)
●▲ 12. 21	国は「1 号機蒸気発生器取替え等に係る原子炉設置変更許可申請書」について許可
●▲ 18. 1. 10	県及び 薩摩川内市が 1 号機蒸気発生器取替え等に係る事前協議について了承
● 1. 13	1 号機定期検査中, 蒸気発生器伝熱管の渦流探傷検査の結果, 13本の伝熱管の高温側管板拵管部内表面に損傷を確認
1. 13	県が九電に対し「川内原子力発電所 1 号機の蒸気発生器細管損傷について」要請
▲ 4. 2	2 号機第16回定期検査(～6. 20)
6. 1	九電が環境アセスメントの現況調査を開始
6. 22	九電は県に耐震設計審査指針改訂に伴う川内原子力発電所の耐震安全性評価の実施について連絡
9. 29	九電が気象調査を終了
11. 17	原子力防災訓練を86機関6, 803人で実施
19. 3. 30	九電が県に原子力発電設備に係る点検結果を報告
● 4. 16	1 号機第18回定期検査(～8. 8)
● 5. 10	1 号機定期検査中, 蒸気発生器伝熱管の渦流探傷検査の結果, 13本の伝熱管の高温側管板拵管部内表面に損傷を確認
5. 10	県が九電に対し「川内原子力発電所 1 号機の蒸気発生器細管損傷について」要請
5. 21	九電が県に発電設備に係る点検結果に対する再発防止策の具体的な行動計画を報告
● 6. 11	1 号機調整運転中, C復水ブースタポンプ電動機が絶縁低下により故障したため, 手動停止
7. 16	新潟県中越沖地震発生(M6.8 震度6強), 東京電力(株)柏崎刈羽原子力発電所において, 運転中の 3, 4, 7 号及び起動操作中の 2 号機が自動停止(他プラントは定期検査中)
▲ 7. 18	2 号機第17回定期検査(～10. 26)
7. 26	九電が県に川内原子力発電所の自衛消防体制の強化等に係る改善計画を連絡
8. 20	九電が県に川内原子力発電所の耐震安全性評価実施計画書の見直しについて連絡
● 9. 11	1 号機通常運転中, 廃棄物処理系統の A ドラム詰バッチタンクの水位計フランジからの水漏れを確認



年 月 日	事 項
(平成)	
19. 9. 11	県が九電に対し「川内原子力発電所1号機の廃棄物処理系統からの水漏れについて」要請
9. 20	九電が柏崎刈羽原子力発電所で観測されたデータを基に実施した川内原子力発電所における概略影響検討結果について公表
10. 23	原子力防災訓練を90機関約6,800人で実施
11. 14	九電が環境アセスメントの現況調査を終了
12. 20	県議会において「鹿児島県核燃料税条例」可決
20. 2. 28	九電が川内原子力発電所に化学消防車1台及び水槽車1台を配置
3. 31	九電が県に対し「『発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針』の改訂に伴う川内原子力発電所の耐震安全性評価結果について」中間報告
● 4. 18	1号機通常運転中、A充てん/高圧注入ポンプの主軸折損を確認 県が九電に対し「川内原子力発電所1号機A充てん/高圧注入ポンプの主軸折損について」要請
5. 15	九電が川内1号機所内変圧器からの出火を想定した消防訓練を実施
● 6. 18	九電が県に対し「川内原子力発電所1号機A充てん/高圧注入ポンプ主軸折損の原因と対策について」中間報告
● 8. 7	1号機第19回定期検査(～12.10) 蒸気発生器及び原子炉容器上部ふた取替えを実施
9. 26	薩摩川内市議会において「薩摩川内市使用済核燃料税条例」可決
● 11. 12	九電が県に対し「川内原子力発電所1号機A充てん/高圧注入ポンプ主軸折損の原因と対策について」最終報告
▲ 11. 25	2号機第18回定期検査(～21. 3.25) 原子炉容器上部ふた取替えを実施
▲ 12. 19	九電が県に対し「川内原子力発電所2号機蒸気発生器入口管台溶接部の内表面の点検結果について」連絡
12. 22	九電が県に対し「『発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針』の改訂に伴う川内原子力発電所の耐震安全性評価結果について」最終報告
21. 1. 8	九電が県及び薩摩川内市へ環境調査結果を報告するとともに、3号機増設を申入れ環境影響評価準備書の届出・送付(国, 県, 2市)
1. 15	九電が県内15箇所環境影響評価準備書を縦覧(～2.16)
1. 31	原子力防災訓練を90機関約6,900人で実施
2. 8	九電が薩摩川内市, いちき串木野市, 阿久根市の合計72地区を対象とした環境影響評価準備書に係る説明会を実施(～9.12)
3. 1	九電が川内原子力総合事務所を設置
▲ 3. 23	九電が県に対し「川内原子力発電所2号機蒸気発生器入口管台溶接部の内表面で確認された傷の評価について」連絡
6. 4	県の環境影響評価専門委員らが川内3号機増設に伴う現地調査を実施
7. 10	県が環境影響評価準備書に係る公聴会を開催(公述人10人/傍聴者637人)
7. 31	県が経済産業大臣へ環境影響評価準備書に対する意見書を提出
10. 2	九電が環境影響評価準備書に対する経済産業大臣勧告を受領
▲ 11. 5	九電が川内原子力発電所2号機の蒸気発生器取替えについて国へ原子炉設置変更許可申請, 県及び薩摩川内市に事前協議書を提出
22. 1. 19	原子力防災訓練を89機関約6,800人で実施
1. 21	九電が経済産業大臣に対し, 県の意見及び経済産業大臣勧告等を反映した環境影響評価書を提出
● 1. 29	1号機定期検査中, タービン建屋において設備点検に伴う停電作業中, アーク(火花)が発生し作業員7名が被災
● 2. 1	県が九電に対し「川内原子力発電所1号機タービン建屋での事故について」要請

年 月 日	事 項
(平成)	
22. 2. 19	九電が3号機増設に係る環境影響評価書に対する経済産業大臣の確定通知を受領，県及び薩摩川内市，いちき串木野市へ環境影響評価書を送付
2. 22	九電が県に対し「川内原子力発電所1号機所内電源設備点検中の人身事故について」推定原因と再発防止策を報告 九電が県内15箇所環境影響評価書を縦覧
3. 24	環境影響評価書の縦覧終了，九電が3号機増設に係る環境影響評価書の手続きを完了
▲ 4. 12	2号機第19回定期検査(～7. 9)
5. 18	経済産業省が川内3号機増設に係る一次ヒアリングを開催
6. 7	薩摩川内市議会において3号機増設賛成陳情を採択，市長が増設に同意を表明
6. 29	いちき串木野市議会において3号機増設賛成陳情を採択，市長が増設を容認
8. 27	県が「原子力発電について専門家の知見に学ぶ会」を開催
9. 24	九電が重要電源開発地点申請書を国へ提出
10. 7	県議会において3号機増設賛成陳情を採択
10. 18	阿久根市議会において3号機増設賛成陳情を採択
10. 26	国から県に対し，3号機増設の重要電源開発地点の指定について意見照会
11. 19	県から国に対し，3号機増設の重要電源開発地点の指定について意義のない旨を回答 県から九電に対し，3号機増設の申し入れについて了承する旨を回答
12. 16	経済産業大臣が3号機を重要電源開発地点に指定
▲ 12. 27	国は「2号機の蒸気発生器取替えに係る原子炉設置変更許可申請」について許可
23. 1. 12	九電が国へ3号機増設に係る原子炉設置変更許可申請
▲ 1. 14	県及び薩摩川内市が2号機の蒸気発生器取替えに係る事前協議について了承
(3. 11)	東北地方太平洋沖地震に伴い，東京電力福島第一原子力発電所で事故発生
● 5. 10	1号機第21回定期検査(～27. 9. 10)
● 8. 26	1号機安全性に関する総合評価(ストレステスト)一次評価開始
▲ 9. 1	2号機第20回定期検査(～27. 11. 17)
▲ 9. 10	2号機定期検査中，タービン建屋での2次系ポンプの分解点検作業中，火災が発生し，作業員2名が火傷
▲ 10. 7	2号機安全性に関する総合評価(ストレステスト)一次評価開始
●▲ 12. 14	1号機・2号機の安全性に関する総合評価(ストレステスト)の一次評価結果を国へ報告
12. 27	県が「鹿児島県原子力災害対策暫定計画」を策定
24. 7. 6	九電が熊本県と「川内原子力発電所に係る防災情報等の連絡に関する覚書」を締結
7. 18	1号機・2号機の安全性に関する総合評価(ストレステスト)に係る国による現地調査
～19	の実施
8. 11	原子力防災訓練を133機関約11,000人で実施
9. 3	1号機・2号機の安全性に関する総合評価(ストレステスト)一次評価に係る審査結果取りまとめの国による公表
(9. 19)	原子力規制委員会発足
12. 19	県議会において「鹿児島県核燃料税条例」可決
12. 27	九電が鹿児島市，出水市，日置市，始良市，さつま町及び長島町の6市町と「川内原子力発電所に係る原子力防災に関する協定」を締結
25. 3. 26	九電がいちき串木野市及び阿久根市と「住民の安全確保に関する協定」を締結
●▲ 7. 8	1, 2号機に係る新規規制基準への適合性確認申請 (原子炉設置変更許可申請，工事計画認可申請，保安規定変更認可申請) 県及び薩摩川内市へ事前協議書を提出
7. 8	県，薩摩川内市，九電の三者において川内原子力発電所に関する安全協定書の一部を変更する協定を締結(法規則改正に伴う変更)